

空き家を放置すると様々な問題が起きます。台風により近隣に被害を及ぼした際に損害賠償を請求された事例も・・・。
そうなる前に空き家の今後について考えてみませんか。

始良市空き家無料相談会

日時：令和6年12月7日(土)

午前10時30分～午後3時30分(受付は10時20分から)

空き家に関する専門家をご相談にのります

司法書士

解体工事業協会

宅地建物取引士

空き家相談業者

NPO法人

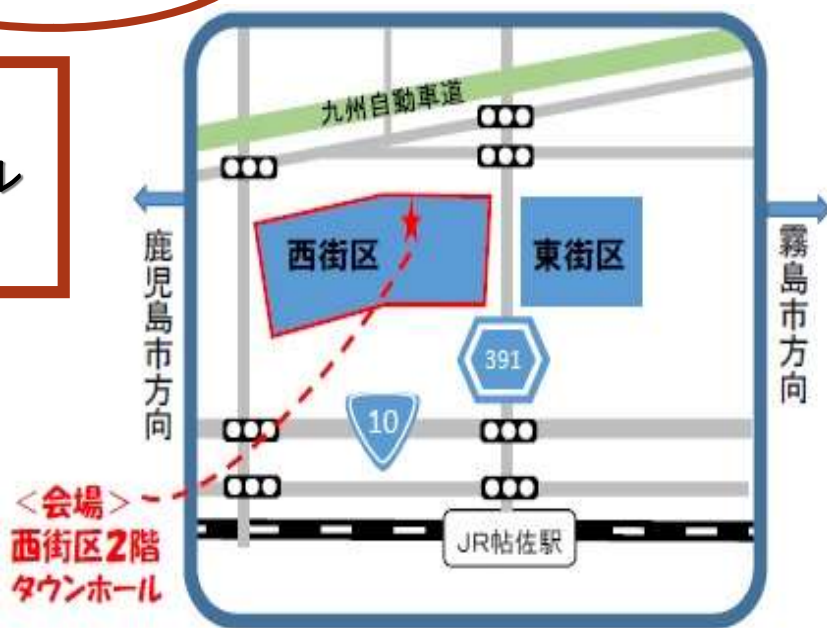
市役所

会場：イオンタウン始良
西街区2階タウンホール
住所：始良市西餅田 264-1

事前予約制

相談時間 1組 30分

個別相談ブース設置



申込締切：令和6年11月29日(金)まで

申込方法：お電話又はメールにてお願いします

電話：0995-66-3111(内線 342・343)

受付：8:30～17:15(平日)

メール：seisaku@city.aira.lg.jp

※相談料無料

【担当課】

始良市宮島町 25 番地

始良市役所 地域政策課

～ 始良市空き家無料相談会について ～

空き家の管理・売買・活用・相続・相続登記・解体・整理等に関する相談会です。

空き家に関してお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。



空き家を放置すると、どんなことが起きるのか・・・

啓発DVDを会場で上映しています。

※本市でも台風の影響で実際に空き家が被害を及ぼしています。

司法書士

空き家の相続や相続登記について

解体工事業協会

解体費用の目安について

宅地建物取引士

空き家の売買や賃貸について

空き家相談業者

空き家に関する全般について
(管理・処分など)

NPO法人

空き家の生前整理
(家財処分)や活用について

市役所

空き家バンクや補助金について